

★ 学校において予防すべき感染症（学校感染症）について ★

学校感染症にり患した場合は、出席停止となります。学校へ連絡してください。
 インフルエンザ・新型コロナウイルス以外の場合は、医師の証明が必要です。
 右の書類（または診断書）を医師に記入していただき、登校後に担任へ提出してください。
 ※証明には費用がかかる場合があります（自己負担）。

〔 インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症は、この用紙ではなく
 HPの別ファイルにある保護者記入の報告書を使用してください。 〕

学校感染症の種類及び出席停止期間一覧（学校保健安全法施行規則 第18・19条）

疾患名		出席停止期間
第一種	記載省略	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核	病状により、学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎（アデノウイルス）、急性出血性結膜炎（エンテロウイルスとコクサッキーウイルス）	※「その他の感染症」について、直ちに出席停止となることはない。ただし、 <u>学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合にその感染拡大を防ぐために必要があるときに限り</u> 、学校医と相談の上、校長が出席停止の指示をする場合がある。
	その他の感染症 ※→ 感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等など）・溶連菌感染症・伝染性紅斑（リンゴ病）・手足口病・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症	

出席停止届 兼 受診証明書（インフル・コロナ以外の感染症）

- 生徒名 _____ 年 _____ 組 _____ 番

- 感染症名 _____
- 出席停止期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日（ ）から
 _____ 月 _____ 日（ ）まで
- 留意事項

記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名

医師名 _____

◆ 提出先 : 担任 （担任は出席停止期間を確認後に保健室へ）